

# 第 1 部

## 総 説



## 第1章 令和3事務年度（令和3年7月1日～令和4年6月30日）の主要事項

### 1 新型コロナウイルス感染症への対応

#### (1) 概要

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月に日本国内で初めての感染者が確認されて以降、感染拡大の状況に応じて、政府において様々な感染症対策や経済対策などの措置が行われた。

国税庁においては、申告相談や税務調査等のため納税者等と対面によって対応する場合には、手洗い（手指消毒）・マスク着用等の感染防止策を徹底するほか、咳や発熱等の症状のある者の出勤を禁止するなど、感染拡大防止に努めてきた。また、税務調査等については、納税者等の状況に即した対応を心掛け、理解と協力を得た上で実施した。

新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応や取組については、ホームページによる周知・広報のほか、報道発表、SNSなど、様々な手段を活用し、また関係民間団体等や地方公共団体を通じて、幅広く速やかな情報発信を行った。また、税務上の取扱いに関して、よくある質問への回答（FAQ）のホームページ掲載、動画による情報提供など、わかりやすい情報の発信にも努めた。

#### (2) 所得税等の確定申告の取組

確定申告会場には、多数の方が申告相談に訪れることから、令和3年分確定申告においては、自宅等から申告できるe-Taxの利用を従来以上に呼び掛けるとともに、確定申告期間よりも前から申告相談を受け付けるなど、確定申告期間中の来場者数の削減・分散を図った。

また、令和2年分に引き続き、会場内の感染症対策を徹底するため、入場には整理券（オンラインによる事前発行も可能）を必要とする仕組みを全国で実施した。その上で、来場時のマスク着用や検温などへのご協力をお願いし、安心して確定申告会場をご利用いただけるよう環境整備を行った。

なお、オミクロン株による感染の急速な拡大状況を踏まえ、令和3年分の確定申告につき、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができるようにした。

#### (3) 法人税・相続税・酒税などの申告・納付期限に関する取組

法人税や法人の消費税、源泉所得税、相続税、酒税などについても、令和4年1月以降に申告等の法定期限を迎える手続を対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができるようにした。

#### (4) 納税が困難な方への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化するなどして納税が困難な方については、納税者の置かれた状況や心情に配慮して納付の猶予制度を迅速かつ柔軟に適用し

た。

猶予制度については、税務署の窓口や確定申告会場での制度説明、国税庁ホームページや税理士会、関係民間団体や業界団体を通じた周知・広報など、様々なチャンネルで納税者にアプローチすることにより、必要な方が早期に猶予を受けられるように努めた。

また、税務署においては、猶予制度に関する質問や相談を電話で受け付けるとともに、猶予申請については、e-Taxによる電子申請や郵送による申請を推奨した。

#### (5) 調査等の取組

令和3事務年度の実地調査は、調査優先度の高い事案について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者等の状況に配慮し、納税者等の理解と協力を得た上で、感染防止策を徹底し実施した。

また、実地の調査以外の調査及び行政指導については、原則、電話や書面等の対面によらない方法で実施した。

#### (6) 酒類事業者に関する取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により酒類消費が低迷している酒類業界を支援するため、官民を挙げて酒類の国内消費回復・拡大に向けたプロモーション（地域での消費者向けイベント等）を展開したほか、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、酒類事業者の経営改革、酒類業界の構造転換支援に取り組むこととした。こうした取組や政府が行っている事業者の方への支援策について、必要な情報の提供に努めた。

## 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

### (1) 概要

国税庁では、令和3年12月に「税務行政DX～構想の実現に向けた工程表～」(以下「工程表」という。)を公表した。これは、同年6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー」で掲げた将来構想の実現に向け、足元の課題や取り組むべき対応策を取りまとめたものであり、今後は工程表に沿って着実に取組を進めることにより、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの一層の推進に努めていくこととしている。

### (2) 納税者の利便性の向上

国税に関する申請等については、納税者が転居等により納税地に異動が生じた場合、市区町村における転居手続とは別に、税務署に対しても届出を行う必要があったところ、令和4年度税制改正において、令和5年以降は税務署への届出は不要となった。

また、確定申告については、e-Taxや確定申告書等作成コーナーの更なる利便性の向上を図るため、主に以下のような取組を実施した。

- ① 確定申告書等作成コーナーでは、令和4年1月から、確定申告の際に、給与の源泉徴収票をスマートフォンのカメラで撮影することにより、必要な情報を該当項目に自動入力することができるようになった。

② マイナポータル経由で控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、申告書の該当項目に自動入力することができるマイナポータル連携の対象を更に拡大し、令和4年1月からはふるさと納税や地震保険料が、同年2月からは医療費（令和3年9月～12月分）が新たに対象になった。

このほか、納税者からの相談について、チャットボットの対応する質問の範囲を順次拡大しているほか、令和4年1月からタックスアンサー（よくある質問に対する回答）の機能改善を行った。

### (3) 課税・徴収の効率化・高度化

申告内容や調査事績等の様々なデータを最大限に活用することにより、調査選定の高度化に向けた取組を行うとともに、令和2事務年度から引き続き、納税者の理解と協力の下、調査事務の効率化を進める観点から、Web 会議システムなどを活用したリモート調査を実施した。

また、令和4年4月から、滞納者の情報や架電履歴等のデータを分析することで、滞納者ごとに電話に应答する可能性の高い曜日・時間帯を予測し、予測結果に基づき架電業務を行うことにより、接触効率の向上を図るための試行を行った。

このほか、令和3年10月から、一部の金融機関との間で預貯金等の照会・回答業務のオンライン化を開始したほか、令和4年1月から、税務調査等で提出を求められた資料のe-Taxによる提出を可能とするなど、照会等のオンライン化の取組を行った。

## 3 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の円滑な開始に向けた取組

### (1) 制度の概要

令和5年10月1日から複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始される。それに先駆けて令和3年10月1日から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の登録申請の受付が始まっている。

インボイス制度の下では、帳簿及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者であるインボイス発行事業者が交付する適格請求書（インボイス）などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。

### (2) 取組

インボイス制度の円滑な開始に向けて、次の施策に取り組んだ。

#### イ 周知・広報の実施

インボイス制度の円滑な開始に向けては、事業者の方が制度への理解を深めた上で、それぞれの実態に応じた対応や準備を進めていただくことが必要となるため、

- ① インターネット広告や新聞記事下広告を活用した一般的な周知・広報に加え、個々の事業者へのリーフレットの送付などプッシュ型の周知・広報、
- ② 業界専門誌及び関係府省庁や関係民間団体とも連携した各広報誌への広告の掲載、
- ③ オンライン説明会の実施及び関係府省庁や事業者団体、関係民間団体とも連携した事

業者向けの説明会への講師派遣、

- ④ 国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトに掲載されている制度解説の動画・Q&Aや各種パンフレットの充実など制度の周知・広報に努めた。

ロ 相談体制の整備

制度に関する事業者からの質問・照会等に対して、全国の税務署に設置している専用相談窓口（改正消費税相談コーナー）のほか、「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」（軽減・インボイスコールセンター）において対応した。

また、令和4年5月から「税務相談チャットボット」に新たにインボイス制度のメニューを追加することで、土日・夜間など日時によらず、24時間いつでも相談可能となった。

ハ インボイス発行事業者の登録申請の処理体制の構築

令和3年10月1日のインボイス発行事業者の登録申請の受付開始に合わせ、多くの登録申請を効率的に処理するため、各国税局（所）にインボイス登録センターを設置し、登録申請の処理事務を一元的に実施する体制を構築した。

## 4 内部事務のセンター化の実施

### (1) 経緯

「内部事務のセンター化」については、平成29事務年度から、各局の試行としてその取組を開始し、令和元事務年度から、庁の試行として位置付けて最適な事務処理体制・事務処理手順の確立を図ってきた。そして、令和3事務年度において、国税局の組織として「業務センター室」（42センター、分室含む。）を設置し、一部の税務署（92署）を対象としたセンター化の実施へ移行した。

なお、令和8事務年度において、次世代システムの導入と合わせて、全税務署を対象としたセンター化の実施を予定している。

### (2) 概要

内部事務のセンター化前の従来の税務署では、申告書の入力や審査、申告内容に関する照会（行政指導）、収納金・還付金の処理などの事務（いわゆる「内部事務」）については、税務署ごとに、その税務署の管理運営部門のほか、個人課税や法人課税などの課税部門が処理している。

「内部事務のセンター化」は、事務の効率化や事務の正確性の確保を目的として、これら内部事務について、事務系統横断的な事務処理を可能とする体制を整備し、複数税務署の事務を集約して専担部署（業務センター）で処理する取組である。

なお、事務の効率化を通じて、データ分析、行政指導、実地調査・徴収、納税者サービスの充実などの事務量の確保も目指している。

「内部事務のセンター化」の取組は、申告・納付手続のデジタル化・ペーパーレス化の推進、次世代システムとともに、「税務行政の将来像（スマート税務行政）」の実現に向けた基盤と

なる重要な取組であり、令和8事務年度の全税務署を対象とした実施に向け、センター化のノウハウの蓄積などを目的として、対象署を拡大しながら、その取組を進めている。

(3) 業務センター室の事務処理体制

業務センター室では、従来の管理運営事務と課税内部事務をまたいだ事務処理を可能とするよう、①総括・監査グループ（総務事務・監査事務等）、②納税者管理グループ（届出・申請書入力事務等）、③申告書処理グループ（申告書入力・審査事務等）、④債権管理グループ（還付金支払事務等）、⑤コール・調査支援グループ（行政指導事務等）を設置し、業務センター室の事務を機能別を実施する事務処理体制を構築している。

## 5 酒類業の振興

(1) 酒類業振興の取組

国税庁としては、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定）等を踏まえ、日本産酒類の更なる輸出拡大に取り組むこととしており、令和3事務年度においては、日本産酒類の海外販路拡大に向けて、国際的プロモーションや商談会の開催などの取組を実施した。

そのほか、事業者向け補助金として、酒類事業者が直面する酒類業従事者の高齢化等の構造的課題を踏まえて、酒類事業者の経営改革、酒類業の構造転換を支援するための「酒類業構造転換支援事業費補助金（フロンティア補助金）」及び日本産酒類の更なる輸出拡大に向けて高付加価値化を支援するための「日本産酒類海外展開支援事業費補助金（ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金）」により、酒類事業者の取組を支援した。

(2) 地理的表示（G I）の普及拡大

令和4年2月にG I「新潟（清酒）」、同年4月にG I「滋賀（清酒）」の2件を新たに指定し、酒類の地理的表示は合計23件となった。

また、既存のG I指定地域、新たに指定した各地域において、消費者等に向けたシンポジウム等を開催し、地理的表示制度の認知度向上に努めた。

(3) 日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組

日本酒、焼酎・泡盛等の日本のこうじ菌を使った伝統的な酒造り技術が、令和3年12月に「伝統的酒造り」として文化財保護法上の登録無形文化財に登録され、令和4年3月にユネスコ無形文化遺産に提案された。日本からの提案書の採択は2年に1度のため、今後は、令和5年3月末までに提案書を再提出の上、令和6年11月頃に審議される見込みであり、シンポジウムの開催等、登録に向けた機運醸成等の広報活動を実施した。

## 第2章 租税収入状況

### 第1節 経済概況

我が国の令和3年度の経済動向については「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和4年1月17日閣議決定）」において、「長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にあるが、令和3年9月末の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除以降は、厳しい状況は徐々に緩和されており、このところ持ち直しの動きがみられる。

ただし、オミクロン株を含めた新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

新型コロナウイルス感染症に対しては、最近の感染拡大を含め、最悪の事態を想定した上で各種の対応に万全を期すとともに、『経済対策』を迅速かつ着実に実行することを通じて、足元の経済の下支えを図り、景気下振れリスクに対応し、感染拡大に際しても国民の暮らし、雇用や事業を守り抜き、経済の底割れを防ぐ。また、『新しい資本主義』を起動し、『成長と分配の好循環』を実現して、経済を自律的な成長軌道に乗せる。」とされている。

なお、令和3年度における主要経済指標は以下のとおりである。

#### 1 国内総生産

令和3年度の実質国内総生産は、実額で536.9兆円（令和2年度524.9兆円）、成長率は2.3%増（令和2年度4.6%減）となった。

令和3年度の名目国内総生産は、実額で541.6兆円（令和2年度534.7兆円）、成長率は1.3%増（令和2年度3.9%減）となった。

#### 2 個人消費

令和3年度の実質民間最終消費支出は、実額で290.4兆円（令和2年度283.0兆円）、前年度比2.6%増（令和2年度5.4%減）となった。

#### 3 住宅投資

令和3年度の新築住宅着工件数は86.6万戸（令和2年度81.2万戸）で前年度比6.6%増（令和2年度8.1%減）となった。

実質民間住宅投資は、実額で18.5兆円（令和2年度18.8兆円）、前年度比1.6%減（令和2年度7.8%減）となった。

#### 4 設備投資及び鉱工業生産

令和3年度の実質民間企業設備投資は、実額で83.7兆円（令和2年度83.2兆円）、前年度比0.6%増（令和2年度7.7%減）となった。

令和3年度の鉱工業生産指数（平成27年=100）は95.5（令和2年度90.3）となり、前年度比5.8%増（令和2年度9.6%減）となった。

#### 5 国際収支

令和3年度の輸出は、通関額（円ベース）で、実額で85.9兆円（令和2年度69.5兆円）、前年度比23.6%増（令和2年度8.4%減）となり、輸入は実額で91.3兆円（令和2年度68.5兆円）、前年度比33.3%増（令和2年度11.3%減）となった。

#### 6 労働力需要

令和3年度の有効求人倍率は1.16倍（令和2年度1.10倍）と0.06ポイント上昇し、完全失業率は2.8%（令和2年度2.9%）と0.1ポイント低下した。

#### 7 物価動向

令和3年度の国内企業物価指数（令和2年=100）は107.0（令和2年度99.9）となり、前年比7.1%増となった。

消費者物価指数（除く生鮮食品）（令和2年=100）は99.9（令和2年度99.9）となり、前年比ほぼ横ばいとなった。

## 第2節 租税収入状況

### 1 令和3年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

令和3年度一般会計「租税及び印紙収入」（以下「一般会計分税収」という。）の決算額は、67兆379億円であり、予算額（補正後予算額。以下同じ。）63兆8,800億円に対して3兆1,579億円（4.9%）の増収となり、前年度の決算額60兆8,216億円に対して6兆2,163億円（10.2%）の増収となった。

なお、源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合（決算額ベース）は31.9%と前年度の31.6%を上回り、法人税の一般会計分税収に占める割合は20.4%と前年度の18.5%を上回った。

### 2 主要税目別収入状況（令和3年度一般会計分）

#### (1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、17兆5,332億円であり、予算額に対して7,942億円（4.7%）の増収、

前年度決算額に対して1兆5,356億円（9.6%）の増収となった。

(2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、3兆8,490億円であり、予算額に対して5,610億円（17.1%）の増収、前年度決算額に対して6,568億円（20.6%）の増収となった。

(3) 法人税

法人税の決算額は、13兆6,428億円であり、予算額に対して7,558億円（5.9%）の増収、前年度決算額に対して2兆4,082億円（21.4%）の増収となった。

(4) 相続税

相続税の決算額は、2兆7,702億円であり、予算額に対して2,152億円（8.4%）の増収、前年度決算額に対して4,557億円（19.7%）の増収となった。

(5) 消費税

消費税の決算額は、21兆8,886億円であり、予算額に対して7,806億円（3.7%）の増収、前年度決算額に対して9,172億円（4.4%）の増収となった。

(6) 酒税

酒税の決算額は、1兆1,321億円であり、予算額に対して439億円（3.7%）の減収、前年度決算額に対して15億円（0.1%）の減収となった。

(7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆762億円であり、予算額に対して518億円（2.4%）の減収、前年度決算額に対して179億円（0.9%）の増収となった。

### 3 令和3年度国税収入直接税割合

直接税（源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税、地価税、地方法人税、地方法人特別税、特別法人事業税、復興特別所得税及び復興特別法人税）の特別会計分を含む税収総計に占める割合（決算額ベース）は58.4%と前年度の55.8%を上回った。